

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年<sup>大</sup>農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（業務の代理の認可の申請等）            第十一条（略）</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）<u>第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分</u>に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等）をいう。）の自己資本の充実の状況が同令<u>第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツプアー非対象区分</u>に該当するものであること。</p> <p>二〇十（略）            三・四（略）</p>	<p>（業務の代理の認可の申請等）            第十一条（略）</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）<u>第一条第一項の表の非対象区分</u>に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令<u>第一条第二項の表の非対象区分</u>に該当するものであること。</p> <p>二〇十（略）            三・四（略）</p>

